

令和3年度第1回倉敷市男女共同参画審議会
書面会議（その1） 次第

1 書面会議（その1）

- 資料1 書面会議説明資料
- 資料2 倉敷市男女共同参画審議会委員名簿
- 資料3 倉敷市男女共同参画条例（抜粋）
- 議事1 会長及び副会長の選任（案）について
- 別紙 書面審議書 ※事務局へ御提出ください。

<次回以降の予定>

2 書面会議（その2）

- 報告 会長及び副会長の選任（決定）について
- 資料 男女共同参画課・男女共同参画推進センターの概要について
- 資料 第四次くらしきハーモニープランについて
- 議事 倉敷市パートナーシップ宣誓制度について
- 別紙 意見書 ※事務局へ御提出ください。

3 書面会議（その3）

- 報告 書面会議（その2）で頂いた意見に対する市の考え

書面会議説明資料

資料 2 について

男女共同参画審議会委員の改選後の名簿です。

男性委員 8 名，女性委員 12 名，計 20 名となっています。

資料 3 について

倉敷市男女共同参画条例の当審議会に関する規定の抜粋になります。

議事 1 について

男女共同参画審議会委員の改選に伴う新たな会長，副会長の選任案です。

会長及び副会長の選任につきましては，資料 3 「倉敷市男女共同参画条例（抜粋）」第 30 条第 5 項の規定により，委員の互選によることとなっておりますが，今回は書面による開催のため，事務局から選任案を提案させていただいております。

なお，会長につきましては，前任期の会長をお務めいただいた眞次委員に引き続きお願いできればと考えております。

また，副会長につきましては，前任期の副会長を岡山弁護士会から御推薦のありました委員にお務めいただいていたことから，同じく岡山弁護士会から御推薦のありました島田委員をお願いできればと考えております。

この議事 1 につきましては，審議案件となりますので，別紙書面審議書において「承認します」又は「承認しません」のいずれかを選択していただきますようお願いいたします。

また，理由等御意見がありましたら，御記入ください。

倉敷市男女共同参画審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

令和3年4月現在

氏 名	所 属 等
あかぎ まさのぶ 赤木 政信	倉敷市PTA連合会 常任理事
あらい さわこ 荒井 佐和子	川崎医療福祉大学医療福祉学部 講師
あんどう まさと 安藤 正人	倉敷人権擁護委員協議会 委員
いりふね いくこ 入船 郁子	岡山労働局雇用環境・均等室長
えとう やすの 衛藤 靖乃	市民公募
おおさわ きみこ 大澤 貴美子	岡山大学 グローバル人材育成院 准教授
おかべ ゆか 岡部 由佳	連合岡山西部地域協議会 倉敷地域連絡会
おの よしこ 小野 淑子	市民公募
くさか ともあき 日下 知章	山陽新聞社 倉敷本社 常務取締役 倉敷本社代表
さかもと みえこ 坂本 美恵子	市民公募
しまだ きょうこ 島田 恭子	岡山弁護士会 弁護士
すなだ としみ 砂田 トシミ	倉敷市民生委員児童委員協議会 監事
たかうえ しょういち 高上 翔一	倉敷警察署生活安全課 企画係長
たかつき たかこ 高槻 貴子	岡山県男女共同参画推進センター所長
たけうち ひでかつ 竹内 秀勝	倉敷商工会議所青年部会長
どい りえ 土居 里江	くらしき作陽大学音楽学部 准教授
ふるや じゅん 古屋 順	旭化成(株) 人事部人事室 課長
まつぐ こうじ 眞次 浩司	倉敷市立短期大学 教授
み き ひろゆき 三木 宏之	倉敷市小学校長会 (倉敷市立倉敷南小学校長)
わたなべ まさこ 渡邊 昌子	倉敷市中学校長会 (倉敷市立玉島東中学校長)

20名 (女性12名, 男性8名)

倉敷市男女共同参画条例（抜粋）

平成12年12月22日

条例第43号

改正 平成21年3月26日条例第17号

平成25年12月26日条例第53号

第4章 倉敷市男女共同参画審議会

（設置等）

第29条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、倉敷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

（1） 基本計画の策定及び変更に関すること。

（2） DV防止計画の策定及び変更に関すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第30条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1） 学識経験者

（2） 関係行政機関の職員

（3） 関係団体から推薦された者

（4） 事業者から推薦された者

（5） 市民

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第32条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

会長及び副会長の選任（案）について

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	<small>まつぐ こうじ</small> 眞次 浩司	倉敷市立短期大学 教授
副会長	<small>しまだ きょうこ</small> 島田 恭子	岡山弁護士会 弁護士